

令和4年度 神奈川県立追浜高等学校（定時制） 不祥事ゼロプログラム

神奈川県立追浜高等学校（定時制）は、不祥事の発生をゼロにすることを目的とし、次のとおり不祥事ゼロプログラムを定める。

1 実施責任者

神奈川県立追浜高等学校（定時制）は、不祥事ゼロプログラムの実施責任者を校長とし、副校長、教頭がこれを補佐する。

2 目標および行動計画

(1) 【課題】法令遵守意識の向上（法令の遵守、服務規律の徹底）

【目標】勤務時間の内外を問わず、常に教育公務員としての自覚と使命感を持ち、法令をはじめ社会規範ルールを守り、全体の奉仕者として信用失墜行為や教職員全体の不名誉となる行為は決して行わない。

【行動計画】①コンプライアンスマニュアルを活用した研修会を実施し、他人事として受け止めるのではなく、自らを厳しく律するとともに、日ごろから教職員相互で注意し合う。

②管理職は、神奈川県、県教育委員会で定められている「懲戒処分の指針」及び「神奈川県職員行動指針」を説明し、教育公務員としての法令遵守等について再確認をする。

(2) 【課題】児童・生徒に対する わいせつ・セクハラ行為の防止

【目標】生徒との不適切な関係、立場を利用した不適切な行為（わいせつ行為）、生徒等を傷つけるような性的言動（セクシャル・ハラスメント）等を絶対に行わない。また、私的な生徒とのソーシャルネットワーク（SNS）、LINE、メールは禁止であることを再認識する。

【行動計画】①生徒指導、部活動等については、必ず複数の教職員で対応する。

②管理職は、授業や部活動の様子、教科準備室等の利用状況を日常的に巡視する。

③具体的事例を提示した研修会を実施し、特に経験の浅い教職員には教育公務員としての自覚と使命感、当事者意識を持たせる。

④生徒の連絡先の適正な取得・管理方法等について、ルールを周知しすべての教職員で遵守徹底をする。

⑤管理職による個人面談を実施し、生徒とのSNSの利用状況等について実態把握を実施する。

(3) 【課題】体罰、不適切な指導の防止

【目標】体罰は、学校教育法に違反する行為であるのみならず、生徒の心身に深刻な悪影響を与え、力による解決を助長し、いじめや暴力などの土壌を生む恐れのある行為であり、いかなる場合でも決して許さないという組織的な指導の徹底を図るとともに、不適切な指導、行き過ぎた指導、暴言等を絶対に行わない。

【行動計画】①体罰防止ガイドラインを積極的に活用し、計画的に研修会を実施する。

②どのような行為が体罰に該当するのか正しく理解するとともに、組織的な指導を徹底する。

③管理職は、指導困難な生徒の対応を特定の教員が抱え込んだりすることのないよう、組織的な指導を徹底する。

④教職員は、指導上の困難があったとしても、決して体罰によることなく、生徒の理解のもと適切な指導ができるよう、日頃から指導力の向上に努める。

(4) 【課題】入学者選抜、成績処理及び進路関係書類の作成及び取り扱いに係る事故防止

【目標】入学者選抜業務、成績処理の誤りや調査書等の進路関係書類の誤発行を根絶する。

【行動計画】①入学者選抜業務マニュアルや点検体制における業務内容や手順を再確認し、不祥事防止に向けた取り組みを継続する。入学者選抜の持つ意味、その重要性を全職員が理解し、あらゆる場面で事故を防ぐ体制づくりを徹底する。

②具体的事例を提示した研修会を実施し、改めて入学者選抜業務に係る事故防止の取り組みを徹底する。

③調査書・指導要録・定期テストに関する点検業務の必要性を理解し、マニュアルの適切な運用によって、ミスを事故にしない体制を構築する。

④個人情報が含まれる書類を郵送等する際は、宛名と封入物を複数人で確認し、誤送付を防止する。

⑤不要となった書類をシュレッダー等により廃棄する際は、生徒の解答用紙などが誤って混入していないか確認しながら作業を行う。

⑥教務手帳は、ルールに従って施錠できる所定のロッカーに保管し、使用後は、必ず元の場所に戻すとともに、最後に保管する人は、すべて保管されているか確認する。

(5) 【課題】個人情報等管理・情報セキュリティ対策

【目標】生徒の個人情報をルールに従って適切に収集、管理し、紛失、情報漏洩の防止に取り組むとともに、日ごろの行動を確認し、ルールを厳守する。

- 【行動計画】①コンピュータ利用・情報セキュリティ・文書管理に関するルールの理解と定着を図る。特に、対策重要度Ⅰに該当する個人情報を記載した文書は鍵のかかるロッカー等に保管することを徹底する。
②具体的事例を提示した研修会を実施し、改めて個人情報に係る事故防止の取組を徹底する。
③個人情報が含まれる書類を郵送等する際は、宛名と封入物を複数人で確認し、誤送付を防止する。
④不要となった書類をシュレッダー等により廃棄する際は、生徒の解答用紙などが誤って混入していないか確認しながら作業を行う。

(6) 【課題】交通事故防止、酒酔い、酒気帯び運転防止及び交通法規の遵守

【目標】交通法規の遵守に努めるとともに、安全運転を行い、交通違反や交通事故を防止する。飲酒運転は絶対に行わない。

- 【行動計画】①出発前には運転前点検を行い、交通ルールを守ることを常に念頭において運転し、体調不良や疲労を感じる時などは、注意力散漫になりがちになるため、自動車の運転は控える。
②飲酒が予定されている場合は、自動車等を運転して、勤務先や最寄り駅まで行かないようにする。
③飲酒の席に同席した人が自動車等を運転して来ていないか気を配り、運転する人には酒を勧めない。飲酒した人が自動車等を運転して帰るのを止め、飲酒した人の運転する自動車等には同乗しない。

(7) 【課題】業務執行体制の確保等（情報共有、相互チェック体制、業務協力体制）

【目標】情報共有、相互チェックの体制づくり、業務協力によって、ミスを防止し、負担軽減を図る。

- 【行動計画】①配付文書や回答等の際の起案を徹底し、確実な点検をすることにより、ミス防止と遺漏のない進行管理を行う。
②教職員の情報共有と業務協力によって、一人ひとりの負担を軽減し、チームとしての質の高い業務遂行を図る。

(8) 【課題】財務事務等の適正執行

【目標】適切で公正な予算編成と執行を行う。

- 【行動計画】①私費会計における研修会を実施し、執行事務手続きについて正しく理解を深め、適切な執行を行う。
②現金の取扱いについて注意喚起し、現金を預かる場合は、鍵のかかる金庫等に必ず保管し、個人で横領しないよう、組織全体で目配りしながら注意喚起を行う。

(9) 【課題】授業中、学校行事、部活動中における事故防止

【目標】授業中、学校行事、部活動中における事故を起こさないよう防止する。

- 【行動計画】①授業中、学校行事、部活動中の熱中症対策の周知徹底や過去の事例における問題点を共有化し、絶対に事故を起こさないという共通理解を深める。
②具体例を示した研修会やAED研修会等を通して、正しく理解し、全教職員の共通認識を図るとともに、万が一発生したことを想定した校内連絡体制を構築する。

(10) 【課題】職場のハラスメント パワハラ、セクハラ、マタハラ等の防止

【目標】職場でパワハラ、セクハラ、マタハラ等のハラスメントが起こさないよう防止する。

- 【行動計画】①職員啓発資料等をもとに、所属教職員全員を対象にした不祥事防止会議を実施する。
②新聞記事等を活用して、朝の打ち合わせや職員会議などで随時意識を喚起する。

令和4年度 神奈川県立追浜高等学校（定時制）不祥事ゼロプログラム計画

月	内 容	目 的
4	(1) コンプライアンス意識の醸成	○法令遵守意識の向上を図る。
5	(2) わいせつ・セクハラ行為の防止	○生徒の人権に配慮した指導を認識する。
	(10)職場のハラスメントの防止	○ハラスメントを許さない職場の雰囲気を常に意識する。
6	(5) 児童・生徒の個人情報の取扱い	○個人情報の適切な取り扱いを徹底する。
7	(4) 定期試験・成績処理の事故防止	○試験問題作成・試験監督、シュレッダーによる誤廃棄に関する注意事項を確認する。
8	(3) 体罰、不適切な指導の防止	○生徒の人権に配慮した指導を行うよう注意喚起する。
	不祥事ゼロプログラム中間報告	○これまでの取り組みについて検証を行う。
9	(1) 服務規律の遵守	○勤務時間外・職場外での行動を見直す。
10	(5) 個人情報の適切な取扱い・情報セキュリティ	○個人情報の適切な取り扱いを徹底する。
		○教育委員会ネットワークの運用について理解する。
11	(8) 適切な私費会計の取扱い	○執行事務手続きについて正しく理解を深め、適切な執行を行う。
12	(6) 飲酒運転の根絶	○交通法規を遵守する意識を高め、交通事故・飲酒運転を防止する。
1	(4) 入学者選抜の事故防止	○ミスを防ぐ点検を徹底する。
2	(10)職場のハラスメントの防止	○ハラスメントを許さない職場の雰囲気を常に意識する。
3	(1) コンプライアンス意識の醸成	○法令遵守意識の向上を図る。
	(4)(5)成績処理支援システムの運用	○成績個票・成績一覧表に関する点検を徹底する。
	(8)会計事務等の適正執行	○年度末における適切な執行処理を行う。
	不祥事ゼロプログラム検証及び結果報告	○今年度の検証及び次年度に向けての検討を行う。

- 職員会議開催時に「不祥事防止会議」を実施する。
- 事件・事故に関する緊急を要する事例に関しては管理職が朝の打ち合わせ等で報告し、喚起を促す。
- 「ヒヤリハット」の情報を共有し、「ほうれんそう」、(報告、連絡、相談)を徹底する。
- 事故防止に関する新聞記事等を中央黒板に掲示し、随時啓発活動を行う。
- 外部講師による研修会を行う。
 - (1) 法令遵守意識の向上
 - (2) 児童・生徒に対する わいせつ・セクハラ行為の防止
 - (3) 体罰、不適切な指導の防止
 - (4) 入学者選抜、成績処理及び進路関係書類の作成及び取り扱いに係る事故防止
 - (5) 個人情報等管理・情報セキュリティ対策
 - (6) 交通事故防止、酒酔い・酒気帯び運転防止及び交通法規の遵守
 - (7) 業務執行体制の確保等
 - (8) 財務事務等の適正執行
 - (9) 授業中、学校行事及び部活動中における事故防止
 - (10) 職場のハラスメント パワハラ、セクハラ、マタハラ等 の防止